平成26年度第1回愛知県障害者施策審議会会議録

平成26年7月31日(木)

愛知県障害者施策審議会

平成26年度第1回愛知県障害者施策審議会会議録

1 日 時

平成26年7月31日(木) 午後2時から午後4時まで

2 場 所

三の丸庁舎8階 大会議室

3 出席者

荒木委員、井上委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、河口委員、川崎委員、 小樋委員、園田委員、高橋委員、都築委員、土本委員、土屋委員、徳田委員、 長谷委員、委野田員、武藤委員、渡辺委員(18名)

(事務局)

健康福祉部長 ほか

(傍聴者)

2名

4 開 会

定刻になりましたので、ただ今から平成26年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、伊藤健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

5 健康福祉部長挨拶

皆様、こんにちは。健康福祉部長の伊藤でございます。

本日は大変お忙しい中、また、暑い中、第1回の審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃はそれぞれの御立場で、愛知県の健康福祉行政の推進に格別の御理解、御支援をいただいております。この場をお借りして、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、この審議会、今年の3月20日に昨年度の第3回の審議会を開催させていただきまして、その際には、現行の第3期の障害者福祉計画の進捗に向けた取組状況、それから、27年度からの計画を予定しております、次期の第4期障害福祉計画策定に向けての体制整備等について審議いただきました。また、教育委員会の関係では、特別支援教育推進計画の策定についての審議をいただいたところでございます。様々な視点から意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日、本年度第1回の審議会でございますが、お手元の次第にございますように、議題 が二つ、それから報告事項も用意をさせていただきました。

議題につきましては、現行の第3期障害福祉計画の進捗状況及び第4期障害福祉計画の 策定について審議をお願いしております。第4期の計画につきましては、第3期計画の実 績評価を踏まえ、皆様から御意見をいただき、次期計画に反映して対応してまいりたいと 思っておりますので、広い観点から意見を賜りますようお願い申し上げます。

報告事項につきましては、昨年度策定いたしました「愛知県特別支援教育推進計画」の 進捗状況、それから「災害時における障害のある人への支援に関するアンケート調査結果」 について御報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は短い時間ではございますが、忌憚のない意見をいただきまして有意義な会議にしていただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

6 定足数確認

議事に入ります前に事務局より御連絡を申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち、過半数以上の18名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条の規定により当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。

7月17日(木)から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴は2名でございます。

傍聴の方にお願い申し上げます。

お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願い申し上げます。

8 資料確認

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の資料の確認をさせていただきます。 まず、A4版の資料は会議の次第、出席者名簿、配席図でございます。続いて、A3版

の資料は資料1-1と始まるものが2枚ございます。資料1-2は11枚、資料2-1は3枚、資料2-2は4枚、資料2-3は6枚、資料2-4は3枚、資料2-5が3枚、資料3は4枚、資料4は3枚でございます。

そして、参考として、参考1が1枚、参考2は16枚、参考3は7枚、参考4は2枚となっております。もし、不足等がございましたら、お申し出ください。

なお、本会議では、手話通訳の方に御協力をいただきながら進行してまいりますので、 各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いします。

9 会長選任

続きまして、本日は、委員改選後初めての審議会でございますので、本審議会の会長を 選任していただきたいと存じます。

障害者施策審議会の会長は、愛知県障害者施策審議会条例第3条によりまして、委員の 互選によって定めることとなっております。どなたか御意見がございますでしょうか。

岡田委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の岡田です。

豊田市こども発達センター長の髙橋脩先生が適任だと思いますので、御推挙させていただきます。

事務局

髙橋委員という御発言がございましたが、いかがでしょうか。

拍手

事務局

それでは、髙橋委員に本審議会の会長をお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、髙橋会長にお願いしたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

10 会長挨拶

改めまして、豊田市こども発達センターの高橋脩と申します。皆様方の御選任により 今期も会長の職を務めさせていだたきます。よろしくお願いいたします。

我が国の障害のある方々への政策、障害者政策は、大きな変わり目・転換期に現在あります。皆様とともに、この審議会及び愛知県の障害者施策の推進に微力ながら努めてまいりたいと考えております。御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

さて、本日は今年度最初の審議会であり、内容は皆様のお手元にある1枚目の紙・平成26年度第1回愛知県障害者施策審議会次第にありますように、議題が2件と報告事項が2件になっております。

議題は、「第3期障害者福祉計画の進捗状況」と「第4期障害者福祉計画の策定」についてであります。

また、報告事項は、昨年度の審議会で皆様から御意見をいただきながら策定しました「愛知県特別支援教育推進計画」と「災害時における障害のある方への支援に関するアンケート調査結果」の2件となっております。

皆様方の御協力をいただいて、円滑且つ活発に会議を進めていけたらと思っております。 今期は8名の方々が新たに委員になられました。

新たな方々をはじめ、委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、質問をしていただければと思います。

そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願いし、簡単ではございますが初めの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

高橋会長

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名させていただきたいと存じます。

今回は、武藤委員と土本委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。 それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますが、本日の会議の終了時刻は、会場の 都合により午後4時を予定しておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それではまず、議題(1)「第3期障害福祉計画の進捗状況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

障害福祉課 加藤(雅)主幹

障害福祉課の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1「第3期愛知県障害福祉計画の進捗状況について」説明させていただきます。

都道府県では、障害者総合支援法に基づきまして、国が定めます「基本指針」に即しまして、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保などに関する計画を策定することとなっております。

そして、都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ 合議制の機関の意見を聴かなければならないとなっております。

本県における合議制の機関は、愛知県障害者施策審議会となります。

障害者総合支援法につきましは、参考資料 参考1にございますので後ほど御覧になっていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料1-1を御覧ください。

こちらは議題1の要約版となっております。

第3期障害福祉計画は、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間としまして、 毎年、地域生活移行及び障害福祉サービスの見込量の進捗状況について、この審議会に御 報告させていただいております。

地域生活移行につきましては、(1)の福祉施設入所者の地域生活への移行、(2)の入院中の精神障害者の地域生活への移行、(3)の福祉施設から一般就労への移行までの3項目につきまして数値目標を設定しております。

また、(4)の障害福祉サービス見込量につきましては、地域で自立した生活に不可欠なサービスの見込量としまして、県が平成22年度実績の倍増を目標として設定しました「数値目標」と、各市町村のサービス見込量の積み上げを基本に積算しました「サービス提供見込量」がございます。

本日はそれぞれの項目につきまして、25年度までの実績とその分析評価を報告させていただき、皆様の御意見を賜りたいと存じております。

なお、第3期計画の概要につきましては、参考資料 参考4にございますので、こちらも後ほど御覧になっていただければと思います。

それでは、1(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行についてでございます。

資料1-2 1ページを御覧ください。

第3期計画の目標といたしましては、平成17年10月1日現在の施設入所者数 4,385人の3割に相当します1,316人が、26年度末までに地域生活に移行することとしております。

これに対し、平成25年度末までの実績は545人であり、目標に対する実績の比率は41.4%と、目標達成に必要な移行ペースを下回る状況となっております。

各計画期間別実績につきましては、右上の表を御覧ください。

地域移行された方は第 1 期が 288 人、第 2 期が 175 人であり、第 3 期の 2 5 年度末までの実績は 82 人となっております。

真ん中の表でございます。平成25年度と第1期、第2期計画との地域生活移行状況の 比較の表を御覧ください。

まず、平成18年度から平成25年度までの累計の表でございますが、施設の種類別に 内訳人数を記載しております。

この表を御覧いただきますと、総合計は、表の右すみにございますように 1,556人。

ここから他施設へ入所された方、入院、死亡された方を除いた地域生活へ移行をされた方の人数は、表の真ん中、地域移行の計の欄にございますように 545 人。退所者全体の35.0%となっております。

地域生活へ移行された方 545 人の移行先として最も多いのは、グループホーム・ケアホームでございまして、344 人と、地域生活移行者全体の 63.1%となっております。

また、その下の表でございますが、平成25年度に地域生活移行された方の平均年齢は、35歳、平均入所期間は9年となっております。

ここで大変申し訳ありませんが、訂正がございます。

平均年齢の欄のうち、右から2つ目、入院の欄でございますが、56歳となっております。 これを55歳に訂正していただきますようお願いします。

続きまして、その下の表にございます、第1期、第2期の地域移行者を見ていただきますと、移行先のうち最も多いのは第3期と同様にグループホーム・ケアホームとなっております。

こうした状況から、一番下の【第3期計画期間 現状実績評価】の中の【現状と課題】 でのところで分析をしております。 「平成20年度をピークに福祉施設から地域生活へ移行する人は減少傾向にある」ということで、資料右端の棒グラフ「地域移行者数の年度別推移」を御覧ください。薄い色の網掛けが、その年度、単年度の移行者数となっております。平成20年度の113人をピーとしまして、24年度は45人、25年度は37人という状況で地域移行者数が減少しております。

こうしたことから、第1期から第2期の障害福祉計画期間を通じまして、グループホーム・ケアホームの整備を始めとする地域生活への移行を進めた結果、移行が可能な方はすでに移行を果たされ、現在、施設に入所されている方は、高齢化や障害の重度化が進んだ方が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高いと推測されます。

また、愛知県は、他の大都市と同様に人口あたりの入所率が 0.06%と元々入所率が低いことも要因と考えられます。

地域移行先として今後も利用が見込まれます、グループホーム(ケアホーム)の定員につきましては、平成20年度末の1,698人から平成25年度末は3,461人と倍増しております。

こうした状況から、【今後の取組の方向性】としましては、高齢化や障害の重度化が進んだ方であっても、地域生活に移行できるように、「グループホーム整備促進制度」により、グループホームの整備促進を進めてまいりたいと考えております。

「グループホーム整備促進支援制度」につきましては、2ページを御覧ください。

地域移行の受け皿としましてグループホームが期待されているところですが、本県は人口当たりのグループホームの利用者数が少ないことから、地域生活の拠点としてのグループホームの整備は急務と考えております。したがいまして、本年度、新たに整備を検討されている方を主な支援対象として、立ち上げから運営までトータルに支援することにより、整備促進を図ることとしております。

6ページを御覧ください。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行でございます。

目標値につきましては、1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率を76%にするというものに対しまして、平成25年度調査における平均退院率は概算値で75.5%となっており、ほぼ目標値を達成しております。また、中ほどのグラフにございますように、本県の平均退院率は、平成20年度以降全国平均を上回っております。

次に資料の左下、入院患者のその後1年の状況でございます。

退院された方について、退院後の住まいの場の種類別に内訳人数を記載してございます。 退院後の住まいの場として、最も多いのが家庭復帰等で、70%台で推移しておりまして、 先程1ページで御覧いただきました福祉施設入所者の地域生活への移行先でグループホーム・ケアホームが最も多く、全体の8割近くを占めていたのとは大きく異なっております。 こうした状況から資料右下の囲み[第3期計画期間 現状実績評価]の中の【現状と課題】で分析をしております。

平成25年度の平均退院率は前年度を上回るとともに、過去数年で比較すると全国平均 を上回っています。

今後も退院に対する入院者の意識を高めることや、家族の理解及び協力を得る必要があると考えております。

【今後の取組の方向性】としましては、地域生活移行に向けて、精神保健福祉センターにおける相談支援事業所に対する研修の実施や、退院後の居住の場の確保としまして、グループホームなどの整備やこころの健康フェスティバルの開催を通じ、地域における理解の促進を進めてまいります。

8ページを御覧ください。

(3) 福祉施設から一般就労への移行でございます。

この項目に係る数値目標としましては、平成17年度1年間の一般就労移行者数118人の約4倍に当たる480人の方が平成26年度1年間に一般就労へ移行することとしております。

目標に対する実績、これは平成25年度1年間の一般就労移行者数ですが、715人となっておりまして、目標値に対する比率は149.0%でございます。

年度ごとの一般就労者数の推移を見ていただきますと、資料右の棒グラフですが、平成19年度から21年度まで、ほぼ横ばい状況でございましたが、平成22年度以降増加傾向にございます。

この大幅な伸びの理由も含めまして、左下の囲み【第3期計画期間 現状実績評価】の中の【現状と課題】で分析をしております。

平成25年度に福祉施設から一般就労へ移行された方の97%が、就労移行支援事業及び 就労継続支援事業の利用者でございます。

このうち特にA型については、事業者の参入が進んで施設数が大きく増加したことに伴い、利用者も増加したことから、一般就労への移行者数も大幅に増加したと考えられます。また、平成25年4月1日から民間企業における障害者の法定雇用率が従来の1.8%から2.0%に引き上げられこと、及び障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わったことから、民間企業の障害者雇用に関する意識が高まったことも、一般就労への移行者が増加した一因と推測されます。

【今後の取組の方向性】としましては、各障害保健福祉圏域会議におきまして、関係機関との連携強化を推進するとともに、障害福祉事業者の指定に当たっての指導を通じまして、適正なサービスの質の確保を図り、効果的な一般就労につなげていくことが必要と考えております。

続きまして、資料を1枚おめくりいただきまして、9ページを御覧ください。

2の障害福祉サービス見込量に対する利用状況でございます。

表では障害福祉サービスの種類ごとに見込量に対する利用実績の推移を記載しておりますが、利用実績の数値は、各年度末の3月、1か月間の利用実績の数値を採用しております。

また、表の一番右側に平成24年度実績に対する平成25年度実績の伸び率を算出し、 一番下の囲み【第3期計画期間 現状実績評価】の中の【現状と課題】で、分析をしております

現状につきましては、特に就労継続支援A型事業所につきましては、40%近い伸び率となっております。

また、課題としましては、グループホームについて、見込み数よりは伸びておりますが、 県の目標数字である4年で倍増の提供量4,532人には達していない状況でございますので、 今後もグループホームの促進を図っていく必要があると考えております。

【今後の取組の方向性】としましては、各障害保健福祉圏域会議におきまして、サービス利用実績等の検証を行い、必要なサービス量を確保するとともに、地域移行推進のため、本年度から開始しました既存の戸建て住宅を活用したグループホームの整備の推進などに取組んでまいります。

次の10ページ、11ページには、各圏域における障害福祉サービスの状況が添付して ございますので、後ほど御覧ください。

議題2の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。

只今御説明にありました議題について、御意見、御質問等ありましたらお伺いしたいのですが、一つお願いがあります。この委員の中には目の御不自由な方もおられます。どなたが御発言されたか、お分かりになりにくいので、御発言される時には、事務局も含めて御名前ないし御立場を一言おっしゃって御発言いただければと思います。また、事務局の方は立って御説明されますが、これからは、座って議事を進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問や御意見をお伺いいたします。

まず、(1)の福祉施設入所者の地域生活への移行の実績評価等についての御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

岡田委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の岡田です。

福祉施設から地域移行についていろいろ教えていただいたんですが、現状と課題のところを見させていただくと、支援区分5と6の方が75%であり、平均年齢も49才となっております。

今後の取り組みの中に、いかにしてグループホームに出る方を増やしていくかということが考えられていますが、私たち親の立場から言わせていただくと、やっぱり親も高齢化になってきております。それで、グループホームに出たいと、御本人も出たい気持ちもありますけれど、はたして出して、グループホームで生活していて、例えば病気とかになって、医療の所に入院して戻ってきたときに、グループホームでそのまま生活ができるのかという不安があり、親の方も高齢化の心配があり、グループホームに出すということに躊躇するということもあるのではないかと思うので、もしグループホームで生活していて、そこが不都合になった時に戻る所はどういう所があるのかということをきちっと考えていただいて、元の施設に戻れるとか、短期入所なりとか、そういういう支援をはっきり打ち出していただくのが必要かなと思っております。

2ページのところに、具体的にグループホームの生活がイメージできるようにするための「見学会の開催」とありますが、見学会では分からないのではないか、体験する機会が必要ではないかというふうに考えておりますので、そこのところの御意見を伺いたいと思います。

高橋会長

いかがでしょうかね。

障害福祉課 地域生活支援 加藤(明)主幹

障害福祉課地域生活支援主幹の加藤です。よろしくお願いいたします。

2問目に御質問いただきましたグループホームの見学会でございますけれども、今年度新たにスタートした制度でございますので、まずは見学会というところから始めさせていただきまして、またこれからいろいろ検証したことを踏まえて、今後取り組んでまいりたいと考えております。

障害福祉課 八木課長補佐

障害福祉課 事業所・地域生活支援グループの八木と申します。よろしくお願いいたします。

今の御質問でございますけれども、見学会ということで、主幹の方から回答させていただいておりますが、実際今の現行の制度でグループホームに体験利用ができる制度ができておりまして、それについても、確か加算の対象になっておりましたので、そういう形で、

現行でもグループホームの体験利用ができますので、活用していただけるとよろしいのではないかと考えております。

あと、医療の必要な方の受け入れ先のショートステイというのは、非常に県内では5箇所ということで、少ない状況でございますが、一方で福祉型のショートステイというのがありますので、そこがなんとか支援員の加配をすることによって医療的な部分を手厚く支援する必要がある方々を受けいれられるように、障害者地域移行推進事業費補助金ということで、福祉型のショートステイでも、支援員を加配することによって受け入れやすくしていただくという、そういう助成制度も設けておりますので、その辺を活用いただければと考えております。以上でございます。

高橋会長

よろしいですか。

岡田委員

そのような意向を、対象になられる御家族や御本人に、PRして説明していただく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

高橋会長

グループホームの推進するための支援コーディネーターが配置されたわけですから、そ ういう活動をしていただくときに、体験入寮ができること等を周知していただくことを、 私の方からもお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にありませんでしょうか。どうぞ。

都築委員

愛知県セルプセンターの都築でございます。

地域移行について、相談支援事業のなかで、一般相談ということで、地域移行支援、地域定着支援があるのですが、なかなかそれが上手く使われていないというところがあって、グループホームを使ったりとか、いろいろなサービス事業を使うときに、どうしても特定相談の方で計画相談にすぐ入ってしまうのですが、その地域移行の相談支援事業者達が集まっていただいて情報共有とかPRとかすることによって、地域移行がなかなか進まない課題とか、そういったところをもう少し情報共有できるといいのかなと思うんですけど、そこの辺のところはいかがでしょうか。

障害福祉課 立花課長補佐

障害福祉課 相談支援グループ 立花といいます。よろしくお願いします。

地域相談支援がなかなか進まない現状がありまして、平成24年度からこの制度、個別給付化されまして、相談支援の充実ということで、平成24年度から始まって少しずつ件数は増えているんですけれども、はたしてそれがきちんと機能しているかというと、なかなか現場ではそういった話は難しいとお聞きしております。

県の方では、相談支援体制の充実というところで、圏域会議でその圏域の問題を話し合っております。その圏域会議に愛知県の方から地域アドバイザーという方を派遣して、そこの調整とか助言ということを行っております。そういった地域アドバイザーから色々な情報を、圏域で課題となっているような情報を、県の方にあげていただきまして、県の方で、自立支援協議会というのがございますので、そういったところで協議をして、圏域間のバランスとか、そういった課題について対応していきます。

ですので、まず圏域会議の方で地域アドバイザーの方から、地域における地域相談支援が確実に機能するように働きかけをしていただく、情報共有をしていただくということを

やって行きたいと思います。

高橋会長

よろしいですか。

実働部隊の自立支援協議会がありますし、御意見を自立支援協議会の方に御報告させていただいて、そちらの方でもう少し協議していただくように、また働きかけていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他に。どうぞ。

土屋委員

今回から公募委員として参加をさせていただいております、土屋と申します。 愛知大学で、社会学、障害学等を教えています。よろしくお願いいたします。

初めてなので教えていただきたいのですが、地域生活移行のところにつきまして、先ほど御説明がありました、グループホーム、ケアホームへの移行というのが、多数を占めているという御説明がありまして、平成25年度ですと、81.1%ということで、地域移行の割合の中で、80%以上を占めているということになっています。

もちろんグループホームの充実整備は必要なことだと思いますし、グループホームに入所している方々への支援を手厚くしていく、不安がないようにしていくということ、これは必要だと思うのですが、地域移行先としてグループホーム、ケアホームのみになってしまうというのが、選択肢をせばめてしまうのではないかと危惧いたします。計画の基本理念では、障害の有無によって分け隔てなく地域の中で共生していくということを目的としていく、と謳われておりますので、グループホーム、ケアホームはその第一段階として設定をされているということかもしれませんけれども、その後、グループホームからさらに地域に移行していく、あるいは単身で暮らしがしたいという意向がある方には、単身の生活を支援するという方策があれば教えていただきたいと思います。

高橋会長

御質問です。八木さん、お願いします。

障害福祉課 八木課長補佐

御質問でございますが、今年度からグループホーム、ケアホームが一元化されまして、 それに伴いましてサテライトというものが制度化された次第です。

これはどういうものかといいますと、グループホームで居住されていた障害の方が自分でも自立できるような自信が出てきた、だけどいきなり一人でアパート暮らしするのはちょっと不安があるということで、今まではグループホームの事業者がボランティア的に支えたりしてきたのですが、今年度からサテライト事業というものが制度化されまして、主たるグループホームから、20分位離れた所のアパートでお一人で住んでいただいて、主のグループホームの世話人さんが支援に行くということで、少しずつ地域に移行できるような形の、そういう制度化が図られております。県としてはPRに努めて支援をしてまいりたいと考えております。

高橋会長

よろしいですか。それでは次に移りたいと思います。

(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行の実績評価等について、御意見御質問がありましたら、この件についてよろしくお願いいたします。

こちらも重要なことかなと思います。

徳田委員

質問いたします。

愛知県精神障害者家族会連合会副会長をしております、徳田といいます。

入院中から地域生活への移行、この問題でお訊ねしますが、目標値の設定の第3期計画では1年未満の入院者の平均退院率を76%にするという目標が、現在75.5%、ここが全国的にみても愛知県はいいんだと。それで私がお聞きしたいのは、具体的な目標値は第3期の計画書、この白いパンフレットを家で読み直したのですが、ここには、目標値としては挙げられていませんが、国の指標ということで、まず長期入院者、5年以上且つ65歳の退院者数を2割増加させよう、と国の目標ではそんな数値があったのですけれども、長期入院者の問題というのは、いろいろ、家族が受け入れないとか、地域の受け入れる社会水準がないとか様々な問題、課題が多かろうと思います。これもたくさんの課題があって、先日の国の審議会でも大きな問題になっていますけれども、愛知県の実態として、先ほど言いました、5年以上且つ65歳の退院者数を2割増したい、すべきだと国が示していて、愛知県は、この目標は具体的にたてられてなかったわけですけれども、実態はどうだったのかという数値を、教えていただきたいなと思います。

高橋会長

いかがでしょうか。

障害福祉課 渡辺室長補佐

障害福祉課 こころの健康推進室 精神保健グループ 渡辺です。よろしくお願いします。

徳田委員の御意見、御質問でありますが、5年以上65歳以上高齢者の関係につきましては、3期計画を策定する際に、検討していく中で、国の方の指針としましては、示されていたところではありますが、高齢者の入院者を現状の、受け皿の充分でない状況において設定していくということはいろいろな問題もあるということもありまして、第3期計画を策定する際に項目から外した、見送ったという経緯があると聞いているところでございます。

今現在、徳田委員が言われました具体的な数値につきましては、数字としましては毎年調査しております、国の精神保健福祉資料の中で、調査項目としてございますが、今まとめた形でお答えするのは、不勉強でできません。また改めまして数字等お示しさせていただきたいと思いますので御容赦いただけますようお願いいたします。

高橋会長

よろしいでしょうか。

それでは次に移らせさせていただきます。

(3) 福祉施設から一般施就労への移行の実績評価等についての御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

長谷委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の長谷です。よろしくお願いします。

今月の頭だったと思うんですが、たくさん就労できるというのは、とてもいいことだと思うんですけれども、最低賃金を割って、劣悪な中で仕事をさせられたりとか、知的な障害の方は、自分からそのようなことを言える状況にないと思うんですけれど、就職をしました、それを今度は就労生活支援センターなりとか、出された就労移行事業所とかが調査を

されているとは思うんですけれど、何かセイフティネットとか、愛知県として考えてみえるのか教えてください。

高橋会長

いかがでしょうか。

障害福祉課 八木課長補佐

障害福祉課 事業者・地域生活支援グループの八木と申します。

劣悪な環境の中で働かれるということは大変忌々しきことでございまして、まず私どもが指定をするときには必ず現地確認をして、いろいろ細かいことまで、指示させていただいております。

ただ、どうしても指定申請を出されますと、書類上整っていると、私どもも指定せざる を得ないところでございます。

但し、やはり現場を見させていただいて、例えば危ないガラスが散らばっているとか、 そういうことはきちんと指導させていただいております。先月も先々月も、延期をしてい ただいている事業所もあります。設備的に難しい、すぐ指定することはできませんよとい うことで、指定の前に指導させていただいております。

当然色々なお話を聞かせていただく、指定後も何か情報がございましたら、監査指導室というところで実地指導を行っておりますので、そちらと連携をとりまして、早めに実地指導にはいるとか、そのような形でやっている次第でございます。

障害福祉課 立花課長補佐

補足で説明させてください。障害福祉課 相談支援グループの立花と申します。よろしくお願いいたします。

障害者虐待防止法がございまして、障害福祉サービス事業所ではなくて、一般の使用者か企業ですね、そういった所で障害者虐待、経済的な虐待とか、身体的な虐待、といった虐待を受けているような事例が発生した場合は、それを発見した方、そこの従業者の方であれ、あるいはそこの使用者側の監督する方であれ、通報する義務が課されております。その通報義務、市町村とか都道府県に通報され、それが労働局に報告されるというスキームになっております。労働局の方では、掌握した事例について、監督権限の行使が必要な場合は、その使用者に対して指導を行うというような形になっております。また、そういった事業所については、公表をする等して、明らかにしているというような制度になっております。

長谷委員

先日報道番組の虐待防止法の中で周知されたと思うんですけれど、雇用される上の方は その法律を知ってみえると思うんですが、実際、現場まで、それをどのように浸透されて いるかというところがとても気になりますし、施設に入所をさせているから、親がなかな か苦情を言い辛いというのと、同じ条件が生まれてくるかもしれないと思うので、もう少 し一般の方の現場までに浸透する仕組みを作っていただけるといいなと思います。

高橋会長

この件についてよろしくお願いしますね。他にありませんでしょうか。どうぞ。

岡田委員

自閉者協会の岡田です。よろしくお願いします。

8ページのA型B型から、122人、106人と一般就労されていると出ているのですが、これは、皆さんはハローワーク等を通じて就職されたのかということをお聞きしたいのと、この方々が就職された後、定着支援はどのように、現実的にはなされているのかお聞きしたい。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

障害福祉課 企画・調整グループ 加藤と申します。よろしくお願いいたします。 就労継続支援A型B型ですとか、就労移行支援事業者等から就労された方、につきまして、ハローワークを通じて就労された方が多いかということですけれど、そういった方の割合は高い割合になっておりまして、全体で公共職業安定所を利用されて就職された方は概数でこちらが集計した数でいきますと、全体で750人の内476人の方がハローワークを通して就労されたという統計をとっております。定着支援の方につきましては、障害者就労生活支援センターとか障害者職業センター等を通して就労された方につきましては、定着支援を受けておみえになられるかと思いますし、就労移行支援事業所におかれて利用されて就労された方につきましても、定着支援をそのまま、6カ月、1年という中で、6カ月位の間で受けてみえると思いますけれども、就労継続支援A型を利用されただけで受けられた方が、定着支援を受けられているかどうかは、そこまでいっていない可能性が高いかと思いますけれども、今後、そういった定着支援に向けて取り組んでいく必要が、労働関係部局とも共同してやっていく必要があるかとは考えております。以上でございます。

高橋会長

いかがですか。よろしいですか。 他にありますでしょうか。

渡辺委員

愛盲連の渡辺と申します。

視覚障害者の就労支援、就労定着支援というようなことも、過去の実例等がありましたら、聞かせていただければと思います。

障害福祉課 加藤(和)主任主杳

私どもの就労移行支援事業所等への照会におきましては、身体障害者、知的障害者という区分での統計はとっているんですけれども、身体障害者の中の更に視覚障害者の方ですとか、聴覚障害者の方ですとかといったことでの統計はとっていないものですが、この中に視覚障害者の方が何人ということについては把握いたしておりませんので、申し訳ございません、今の質問については、把握いたしておりません。申し訳ございません。

高橋会長

次回位までに、もし分かれば把握していただけませんか。

渡辺委員

視覚障害者に対して、具体的にどの様な就労支援が愛知県ではあったのか知りたいと思いました。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

今おっしゃられた内容につきまして、また就労移行支援事業所等にお問い合わせをさせ

ていただいて、お答えさせていただきたいと思いますけれど、多分、数として、相当少ない数になってくるかと思いますので、実態として、どれだけの数をお答えできるのか分かりませんが、お調べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

障害福祉課 加藤(明)主幹

私どもでは、障害者就業・生活支援センターの事業をしておりまして、そちらの方で具体的な相談事例等があると思いますので、視覚障害の方の就労支援につきましては具体的なケース等、また把握させていただいて情報提供させていただきたいと思います。

園田委員

愛知県聴覚障害者協会の園田と申します。よろしくお願いします。

今、愛盲連の渡辺委員がお話したように、私ども、2年前、平成24年度第2期の審議会の時も同じ質問をさせていただきました。

盲ろう者の実態はどのようだったのでしたかとお聞きしたのですが、梅村主幹さんからは、「早期に調べてお答えします」とお答えをいただいたのですが、その後どうなったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

障害福祉課 八木課長補佐

園田委員の御質問ですけれども、確かに平成24年度、盲ろう者の方の実態につきまして御質問がありまして、御回答させていただいたと思うんですけれども、丁度その時期に、全国調査が行われまして、社会福祉法人全国盲ろう者協会という所が、国の平成24年度障害者総合福祉推進事業という助成金によって、全国の盲ろう者の実態を調査するというということで、調査をされました。個人情報の話もありますので、各都道府県は身体障害者手帳の視覚と聴力の両方有する方の情報を提供しまして、これはすごく膨大なアンケート調査なんですけれども、その調査が国の助成金を受けてやられたということになっています。その結果につきまして提供していただけるということでしたので、これにつきましては待っている状況でございまして、実はこれは24年度の調査なんですけども、まだ、報告書の結果がとりまとめられておりません。最近も確認をしたのですが、申し訳ないんだけれどもまだまとまっていない、ということでした。提供いただけましたら、また御報告させていただきたいと考えております。

報告書を参考に検討してまいりたいとは考えております。

24年度の御質問に対しては、今このような状況になっています。

高橋会長

よろしいですか。どうぞ。

園田委員

今の回答は分かりました。

ある市に盲ろう者の方がいらっしゃるんですけども、今色々な所にいらっしゃるんですが、その方が市役所の福祉課に質問したときに、今、盲ろう通訳介助事業がありますよね。盲ろう者の方たちの社会参加も増えていけばいいと私は思っています。その制度の中で、制度を知らない方たちがたくさんいらっしゃいます。制度を知らなくて、お家の中に引きこもったり、外出もできない方たちがまだまだたくさんみえます。そういう制度がきちんとあるんですから、もっともっと周知それをしていかなければならないと思います。その辺り個人情報の問題で調べられないということは、いつもそのようにはお聞きしていますけれども、県としてそれは指導して、そういう制度があることをPRしていかないと、こ

の制度が使えなくなってしまうという心配があると思います。

高橋会長

御指摘だと思いますけれども、いかがでしょうか。

障害福祉課 八木課長補佐

盲ろう者の方への通訳介助員の派遣事業のことをおっしゃっていると思いますが、これにつきましては、愛知県といたしましては、従前から取り組んでおりまして、そういう御要望も、地域に盲ろう者の方がみえるんだけれども、その制度自体も分からないのではというお声を聞きまししたので、県としては市町村会議等を通じて、こういう制度があるので、例えば身体障害者手帳を申請される方がみえたりしたら、周知を図っていただきたいということを働きかけはしているところでございます。

なお、県が通訳介助員派遣事業はやっておりましが、実は、障害者自立支援法が改正になりまして、障害者総合支援法として、25年度から施行されておりまして、そのときに盲ろう者通訳介助員派遣事業、非常に専門性の高い意志疎通支援につきましては、大都市特例ということで、政令市、中核市も県と同様にやるという、制度改正が行なわれましたので、県といたしましては、政令市、中核市と会議を開きまして、そういう方がみえましたら、是非取り組んでいただきたいという働きかけはしているところでございます。今後そういうお声がありましたら、県所管の方につきましては、当然派遣を行いますし、市町村への働きかけもしてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

高橋会長

よろしいですか。

私たちは、充分、今の事業について周知できているわけではありませんので、皆さんに、この事業のことについて御理解いただければなと思います。各市町村の自立支援協議会のアドバイザーを通して皆さんに分かっていただく、知らない方もたくさんいると思いますので、是非使えるツールを使って周知していただければなと思いますので、よろしくお願いします。

だいぶ時間も過ぎておりますけれども、福祉サービスの見込み量についての・・・

渡辺委員

あの、すみません。

高橋会長

はい。どうぞ。

渡辺委員

すみません。あともう一つだけ、第3期と第4期の説明だったと思うんですけど、また 就労支援の視覚障害者に関することなんですが、視覚障害者の方がとても苦労して、よう やく一般企業に就職して、出張に行かれたときに、同行援護は仕事では使えないというよ うなことがあったそうなんです。

視覚障害者が全く新しい所に一人で行くというのはもう命がけのようなことで、非常に 集中力と緊張をもって一歩一歩、歩を進めて歩くことだと思うんですね。

全く新しい場所に、出張で、仕事で行かなければいけないけれども、同行援護は受けられないというようなことを伺いました。このことに関しては、柔軟に、仕事では使えないということでなく、とても必要度が高ければ、是非、仕事であっても、同行援護を視覚障

害の方が使えるようにしていただくといいかなと思いますのでお願いをしたいと思います。以上です。

高橋会長

一言いかがでしょうか。

この件、制度上はどうなっているのですかね。

障害福祉課 八木課長補佐

制度的な話ですけれども、参考図書が今ございませんですが、確か難しかったんじゃなかったかなというふうに思っております。この辺は曖昧な話ですので、一度調べまして次回御報告をさせていただけないかなと思います。確か制度的にダメだったとすれば、当然、これは国に要望をしていかなければならないとは思いますが、申し訳ございません、また次回に、御報告させていただきたいと思います。

高橋会長

よろしいですか。

それでは最後、(4)障害者福祉サービスの見込量の実績評価について。

長谷委員

生活介護の部分が100%超えてえているので、特に目立った計画や評価というものがないような気がするのですが、私、ここの委員をさせていただいてから、ずっとお願いをしているんですが、ヘルパーの数がとても間に合っているような状況ではありませんので、特に男性のヘルパーですね、そこのところを増やすということに対しての方向性を、そろそろ聞かせていただけたらなと思う点がまず一つ。

あと、高齢化するというのに沿ってだと思うのですが、進行性障害を持つ人が地域で暮らしている場合、医療的ケアが少しずつ必要になってきています。ヘルパーが吸痰等の行為ができるようになってきていると思うのですが、それを知るための講座が余りにも少ないんです。もう少し身近な所で、たくさん開いていただけるような形を、今後の方向性の中で、出していただきたいと思います。お願いです。ありがとうございました。

高橋会長

ありがとうございました。

この件について、重要な御指摘かなと思いますが、いかがですかね。

それでは、お答えにくければ、今の主旨をふまえて、また、次回の審議会の時にでも御報告いただいてもよろしいですか。

では、それで行きたいと思います。色々ありがとうございました。

様々な角度から御意見をいただきました。いただいた御意見をふまえてまた進捗していただきたいなと思います。また、先ほど途中でも申し上げましたけれども、県の障害者自立支援協議会と連携し、市町村の計画の達成に資するよう、分析、指導を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、だいぶ時間も過ぎましたけれども、議題2「第4期愛知県障害福祉計画の策 定について」です。

事務局から、御説明をお願いします。

障害福祉課 加藤(雅)主幹

続きまして、議題2「第4期愛知県障害福祉計画の策定について」でございます。

国では、障害者総合支援法に基づきまして、厚生労働大臣が「基本指針」というものを 定めております。

「基本指針」では、障害福祉サービス等の提供体制の確保についての目標に関する事項等が定められております。

県が障害者福祉計画に定める事項は、この「基本指針」に定められておりますので、県では「基本指針」に基づいた目標数値ですとか計画案を皆様にお示しし、その内容について御意見を伺ってまいります。

国の「基本指針」は、5月15日に告示されており、参考資料 参考2にございますので、 こちらも後ほど御覧いただければと思います。

それでは、お手元の資料 2-1 を御覧ください。こちらは議題 2 の要約版となっております。

最初に「検討体制とスケジュールについて」でございます。

資料2-2 1ページを御覧ください。

障害者施策審議会の位置付けでございます。

本審議会は、障害者基本法に基づいて、設置されております。

障害者総合支援法により、都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとすると きは、あらかじめ審議会の御意見をいただくこととなっております。

なお、今年度は審議会の下部組織として計画策定のためのワーキンググループを設置しており、今月10日(木)に第1回目のワーキンググループを開催したところでございます。

その際いただきました御意見につきましては、後ほど御説明させていただきます。

また、審議会の下に自立支援協議会がございますが、こちらは障害者総合支援法に基づき設置しておりまして、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備について協議するなど、審議会の実働部隊としての位置付けとなっております。

続きまして1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。

第4期計画の策定スケジュールでございます。

表の中ほどにございますが、審議会は、年3回検討を行うこととしております。

第2回は12月、第3回は3月を予定しております。

計画は、審議会以外にも、ワーキンググループや自立支援協議会での御意見、市町村へのヒアリングや、パブリックコメントの実施を行い、県民の皆様方の御意見を踏まえまして、平成27年3月下旬の策定、公表を予定しております。

恐縮ですが、資料2-1 1ページにお戻りください。

検討体制スケジュール (3) 策定の趣旨でございます。

先ほど申し上げましたとおり、都道府県及び市町村の障害福祉計画は、障害者総合支援 法に基づく国の基本指針に即して策定することとされております。

計画につきましては、障害福祉サービス及び相談支援並びに県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られることを目的としております。

なお、「障害福祉計画」と名前のよく似た計画として「障害者計画」がございます。

この「障害者計画」は、障害者基本法を根拠とし、各分野にわたる障害者施策を定めております。

これに対し、「障害福祉計画」は、障害者総合支援法を根拠とし、障害者施策のうち、障害者に対する「生活支援分野」に関する施策に特化して、その具体的な方策を定めるものでございます。

続きまして、基本指針につきまして、御説明させていただきます。

(1) 基本的理念でございます。

ここに記載しております基本理念は、第3期計画のものですが、第4期の基本指針にお

きましても、障害者総合支援法の基本理念を踏まえることとしていることから同様な記載 になるものと考えております。

(2) 計画期間でございます。

第4期計画は、平成27年度から29年度までの3年間を計画期間としております。

(3) 区域の設定でございます。

障害福祉サービスの実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかしながら、小規模な町村ではサービス事業者の確保が難しいということもございまして、サービス提供体制において、地域間の格差が生じないよう、県では障害者施策の広域的な実施区域として、12の障害保健福祉圏域を設定しております。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。

(4) 第4期計画における主な改正内容として、5項目ございます。

ア「障害者の地域生活の支援のための規定の整備」でございますが、市町村又は各都道 府県が定める障害保健福祉圏域におきまして、平成29年度末までに、障害者の「地域生 活支援拠点」を少なくとも一つ整備するというものでございます。

イ「相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備」につきましては、例えばサービスを利用される方一人一人に応じた「サービス等利用計画」(ケアプラン)を作成するという「計画相談支援」につきましては本年度末までに全ての利用申請者の計画相談支援を行うこととなっておりますが、27年度以降も利用者数の増加に向け支援体制の整備を図るというものであります。

ウ「障害児支援の体制整備に係る規定の整備」につきましては、都道府県及び市町村が 作成することとなる、子ども・子育て支援計画におきまして、障害児支援に関する記載が なされる予定である等を踏まえ、基本指針におきましても障害児支援の提供体制の確保に 関する事項を定めるというものでございます。

また、(3ページの(5)のアに記載しておりますが)障害児支援のための計画的な基盤を備として、児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核としました地域支援体制の整備を図ることとなっております。

エ「障害福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定」につきましては、4項目ございます。

内容につきましては、次の第4期計画の成果目標のところで詳しく説明させていただきます。

第4期計画の主な改正内容、最後は

オ 「市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、及 び評価を行うことに関する規定の整備」についてであります。

これは、障害福祉計画における目標等にきまして、少なくとも年に1回は実績を把握し、 障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見 直しの措置を講じること等を盛り込むという、いわゆる「PDCAサイクル」を推進する というものでございます。

なお、実績把握につきましては、既に取り組んでおりまして、毎年度施策審議会に報告 させていただいております。

続きまして、第4期計画の成果目標と方向性につきましては、資料2-3 1 ページを 御覧ください。

第3期計画と第4期計画の比較の表になっております。

第4期計画の成果目標と主な施策につきましては、第3期計画の実績評価を踏まえて今 後検討してまいります。

計画に定めます成果目標としましては、下の大きな表の1番から4番まででございます。

最初に1の「福祉施設入所者の地域生活への移行」でございます。

表の右側、第4期障害福祉計画の欄を御覧ください。

国の指針では、2つの目標が示されております。

1つ目は、平成25年度末時点における施設入所者をベースとして、12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するというものでございます。

なお、第4期計画における目標の設定に当たり、平成26年度末において、第3期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えて設定することとされております。

本県の第3期計画の未達成割合は、概数ですが、16.7%と推計されますので、目標割合は 28.7% (12%+16.7%) となり、平成29年度末現在の地域生活移行者数は、概数で1,137人となります。

地域生活移行者数の目標割合につきましては、後ほど御意見をいただければと考えております。

2つ目は、平成29年度末時点における福祉施設入所者数を、平成25年度末時点から4%以上削減するというものでございます。

これにつきましては、平成29 年度末までに入所者数を概数で 158 人削減することになります。

このため、今後の方向性としましては、高齢化や障害の重度化が進んだ方であっても、 地域での生活を希望される方が、地域での継続した生活を可能とするために、グループホ ーム整備促進支援制度による住まいの確保や、相談支援アドバイザーの設置による相談支 援体制の充実を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」につきましては、5ページを 御覧ください。

国の指針によりますと、平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上、入院後1年経過時点の退院率を91%以上、平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少させる、となっております。

この状況でございますけれど、左の真ん中の表「入院後3か月、入院後1年の退院率の推移」を御覧いただきますと、平成25年度の入院後3か月経過時点の退院率は、64.1%でございまして、国の目標値をクリアしております。

また、平成25年度の入院後1年経過時点の退院率は89.9%でございまして、国の目標値まであと約1ポイントでございます。

国の目標設定に対しまして愛知県の状況につきましては、左下の折れ線グラフを御覧ください。

入院後3ヶ月経過時点の退院率については、黒の四角が愛知県、白の四角が全国の数値であり、入院後1年経過時点の退院率については、黒丸が愛知県、白丸が全国の数値となっております。

愛知県はともに全国の水準を上回っております。

続きまして、長期入院者数の推移につきましては、右上の表を御覧ください。

平成24年6月末現在の長期在院者数が7,655人でございますので、29年度目標達成には6,277人以下とする必要がございます。

一番下の折れ線グラフを御覧いただきますと、長期入院者は過去5年間、ほぼ直線的に減少しており、平成29年度には対平成24年度比で約14%の減少となると推測されますので、国の定める18%の目標達成には $+\alpha$ の減少幅が必要となります。

このため、今後の方向性としましては、退院に向けまして、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を推進し、グループホームなどの住まいの確保に取り組むとともに、こころの健康フェスティバルの開催を通じ、地域における理解の促進を進めてまいります。

次に「地域生活支援拠点等の整備」につきましては、1枚おめくりいただき、6ページを御覧ください。

これは、国が示したイメージ図でございますが、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するというものでして、グループホームや障害者支援施設に、コーディネーターやショートステイを組み合わせることで、24 時間の相談受付や緊急時の受入に対応できるようにするというものでございます。

こうした拠点を平成29年度末までに各市町村もしくは各障害福祉圏域に少なくとも1つ整備することを目標とされております。

整備の仕方としましては、拠点を設けることなく、地域において機能を分散する「面的整備型」も考えられるということでございます。

今後の方向性としましては、県としましても、各障害保健福祉圏域会議を通じまして、各自治体の方策について支援をしていく必要があると考えておりますが、皆様からも御意見をいただければと考えております。

恐縮ですが、資料2-3 1ページにお戻りください。

表の一番下、4の福祉施設から一般就労への移行等につきまして、表の右側第4期障害福祉計画の欄を御覧ください。

国の指針では、3つの目標が示されております。

1つ目は、平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にする。

2つ目は、平成29年度末における就労移行支援事業利用者数を平成25年度末から6 割以上増加させる。

3つ目は、全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成する。

というものでございます。

1つ目の29年度の一般就労移行者数につきましては、平成24年度の一般就労移行者数が589人ですので、目標は2倍の1,178人となります。

2つ目の29年度末の就労移行支援事業利用者数につきましては、平成25年度末の就 労移行支援事業利用者数が1,484人ですので、目標は6割以上増ということで、2,374人 となります。

3つ目の就労移行率3割以上の事業所につきまして、平成25年度実績では、概数で全体の3割弱の事業所が、就労移行率3割以上を達成している状況でございます。

今後の方向性といたしましては、国の労働局等の関係機関との連携強化を推進するとともに、就労移行支援事業者の育成と確保、サービス管理責任者研修による人材の育成が必要と考えております。

第4期計画の成果目標につきましては、以上でございます。

その他の施策につきましては、1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。 5の 障害児支援のための計画的な基盤整備でございます。

これは、今回新たに示されたものでございまして、児童発達支援センター及び障害児入 所施設を中核とした地域支援体制の整備を図るもので、今後の方向性としまして県では、 障害者福祉減税基金を活用しました重症心身障害児者の施設整備等に取り組んでまいり ます。

6の 研修及び虐待防止、7の 計画相談支援についても引き続き取り組んでまいります。 3ページから4ページにかけましては、障害福祉サービスの見込量に関する事項、4ページの中ほどには、県の実施する地域生活支援事業であります、専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業について記載をしております。

地域生活支援事業につきましては、参考資料3 参考3に厚生労働省からの通知がございます。また後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料2-4を御覧ください。

こちらは、7月10日に開催しましたワーキンググループでいただきました御意見をま とめたもので、3ページまでございます。

まず、進捗状況につきましては、福祉施設入所者の地域生活移行が下がってきている理由として御説明しました「障害者の高齢化と重度化」に関してデータ分析が必要ではないかとの御意見をいただきました。

また、今後に向けましては、意思疎通支援事業の一般事業所への周知や、障害福祉と高齢福祉との連携、精神の入院患者の退院に伴う家族の方への負担、就労後の定着支援、事業所に対する障害者理解の促進、入所施設の運営面から見た入所者数などについて、御意見をいただきました。

なお、本日、資料はございませんが、昨日、愛知県社会福祉審議会が開催されまして、 その際、いただいた御意見についてご報告させていただきます。

まず、地域移行を進めるために、企業の利用されていない独身寮のグループホームへの 有効活用や、手話通訳者などの更なる養成の必要性についても御意見をいただきました。 また、就労の場を確保するための労働施策の重要性や、子どもの障害者に対する理解を 促進する教育などが大切であるという御意見をいただきました。

いただきました貴重な御意見につきましては、今後、第4期計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

最後となりましたが、資料2-5を御覧ください。

「第4期愛知県障害福祉計画構成イメージ(案)」でございます。

第3期計画をベースにこれまで御説明してまいりました国の基本指針の改正を踏まえて記載してまいります。

今後、皆様の御意見をいただきながら骨子案を作成してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議題2の説明は以上でございます。

高橋会長

ただいま説明のありました議題2につきまして、御意見や御質問があればよろしくお願いします。

時間の関係もありますので、全体的に、御意見や御質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

井上委員

愛知県精神障害者家族会連合会の推薦を受けました井上と申します。よろしくお願いいたします。

A型就労支援とB型就労支援が、新しく制度が変わりまして、精神障害者の就労する機会が増えたのですが、A型に通っている人にお話を聞かせてもらうことがあるのですが、A型事業所には、当事者が20日以上勤めると、助成金といいますか、お金がおりるという制度があるらしいのですが、精神障害者は日々波がありまして、なかなか朝起きれない日がある。20日勤められないと辞めさせられてしまうということがまま有ると聞いております。その辺は制度的な問題だと思うので、もう少し考えて欲しいと思います。

高橋会長

この件について、何かありますか。 制度の現状と対応について何かありますか。

障害福祉課 加藤(明)主幹

今のお話にございました、A型の利用者の方、20日以上勤めると常勤ということで助成金が出るということでございますけれども、こちらは雇用保険の方の基金会計からの給付金、助成金のことかなということで理解してりおりまして、これにつきまして、労働局さんの方も御出席いただいておりますので、何か御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

愛知労働局 川本地方障害者雇用担当官

愛知労働局 職業対策課の障害者雇用を担当しております川本と申します。

月20日以上勤めてお金が出るというと、そのままストレートな部分での中身でのものは承知していないんですが、その雇用する事業所に対して、ハローワークの紹介で雇用していただいて週20時間以上の勤務で31日以上の雇用見込み、いわゆる雇用保険の被保険者に成るというところで雇用していただければ、特定求職者雇用開発助成金が、お雇いいただいた企業に出るという、国としては、助成金の部分については承知させていただいていますが、そのことと、今おっしゃられたこととは違うかもしれませんが、私どもが承知しているのは、そのことだけです。

井上委員

今おっしゃられた、特開金、それとは違うと思います。 僕も把握をしていないですけれども。

障害福祉課 八木課長補佐

20日以上働くと貰えなくなるというのは、障害福祉サービス事業ということで、A型事業所はやっていただいているというところでございまして、20日働いていただいたとしても、当然その方のサービス報酬は、事業所の方に支払われます。障害福祉サービスの報酬としては、むしろ短時間で利用されている障害の方を帰らせてしまって、例えば3時間とか短い時間しか働かせないということは問題視されていて、そういう場合はサービス報酬額を減じるということは、そういう事業所に対してやっているところで、働いていただくということは非常に望ましい事だと理解しておりまして、20日以上働くと払わなくなるというのは、障害サービス報酬の体系の中では、なかったと理解しております。

高橋会長

これに関連して何か御意見はございますか。

土本委員

今回初めてこの会に参加させていただきます一般公募の土本と申します。現在A型の事業所に勤務しております。

今出ましたA型の話で、自分が分かる範囲で説明というか考えを述べたいと思います。 まず、特開金の制度については、多分どこのA型事業所についても利用されていると思います。20日以上云々の件については、私どもも存じ上げておりません。

具体的に、先ほど言われました、減算対象となる時間数については、実際のできる勤務時間を短縮して、ある%を超えた場合は減算対象になるということについては、承知しておりますけれども、具体的に、利用者さんが20日以上働かなければという規定については、全く今初耳だと思います。

実際には、私どもの事業所でも、今月8日間しか利用されていない利用者さんもみえます。 やはり病気の関係で、家を出られなくて、朝は遅れてみえると電話が入って、昼頃に

なると、体調が戻らなくて休みますということが、一旦続け出すと暫らく続いてしまうという利用者さんもみえます。

私どもが利用者さんに言っているのは、家にこもってしまうとそのまま生活リズムがとれなくなってしまうので、まず職場に出てくることが一つの生活のリズムを作るので、昼からでもいいから出てきてくださいという話はしております。やはりその辺のところと、そういう方が半数超えてしまうと減算対象というところに引っかかってくるかと思いますけれども、それがあって事業としてやっていくものなんじゃないかなと思っています。今の20日以上というのは初耳でしたので、ちょっと意見として述べさせていただきます。

高橋会長

もし分かりましたらもう少し正確に聞いていただいて、その上でまた御質問などしていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

井上委員

また少し確認してきます。

高橋会長

はい、ありがとうございました。他に、検討体制とスケジュールについて指針を示していただいていますけれども。

川口委員

川口と申します。障害学と社会福祉学の研究者をしております。

訪問系サービスのことについて質問したいんですけれども、第3期の障害福祉計画の方で、訪問系での、行動援護の受講者が不足しているということですけれども、第4期の福祉計画に向けて、これに対応する対策を考えていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたい。

それに関連して、長谷委員さんが先ほど言われましたが、ヘルパーの不足というのが、 当事者の中でとても大きな問題になっています。特に、昨今、介護保険と両方でサービス を提供している事業者が増えている中で、障害当事者の利用者がそれで不利益を被ってい るというケースがあるという話を聞いています。実際、特に報酬単価が介護保険の方が高 かったりすると、経営的には、限られたヘルパーさんをどちらのサービスに送るのかとい うと、実際に介護保険のサービスの方に使って、形としてはヘルパーさんがいても、実際 に使うときには、うちは派遣できないからよそを探してくださいというようなことで、複 数の事業所をいくつもいくつもかかえて、ようやく地域生活を成り立たせて、ヘルパーい れても、その人が突発的に来られなくなると、事業者は、代わりのヘルパーさんを確実に 確保して派遣してくださる、ということまでできないケースが今もあるっていう位、ヘル パーの事情は切迫している。そうすると4期の計画のときに、事業所の数、実際、当事者 の障害を主にやっている所がどれ位あるのかとか、特にヘルパーの質についても、自立生 活をしている障害者の人は、自分で指示をしてヘルパーを使いたいということがあるけれ ども、介護保険のヘルパーさんはこちらが言わないうちにどんどん仕事をこなしてしまう。 障害が重度化たりすると、やはり自分のことをよく分かっているヘルパーさんに、継続的 に使っていって欲しいというヘルパーがいればいい。良く分かっているヘルパーさん、質 のこともあると思うけれど、介護保険のヘルパーさんは、障害については全くゼロの状態 でヘルパーに来たりということもあるので、そういったところでの研修等を、優先順位と かそういうものがないと、現実的には難しいと思いますが、第4期の障害福祉計画の訪問 系サービスの見込みを立てるときは、この辺のところはどのようにお考えになるのかをお

聞きしたい。

高橋会長

色々御意見を伺ったのですが、その辺のところというのはどの辺のところでしょうか。 それをもう一回かいつまんでお願いします。

川口委員

ヘルパーの不足ですね。

特に行動援護、長時間滞在型のヘルパーの不足ということについて、何らかの対策等が 検討されているのか。

高橋会長

そういうことについての御意見を伺うのがこの会なんですよ。御質問に加えて、私はこう思うんだということを、是非お伺いできればと思います。その辺を踏まえて、よろしくお願いします。

今の件について取り敢えず今の考えをお願いします。

障害福祉課 加藤(明)主幹

御意見ありがとうございます。

今、御提言いただきましたヘルパーの確保につきましては、誠に重要と考えておりますので御意見を踏まえまして、また第4期計画の策定にむけて、検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

岡田委員

今の事に関連するのですが、行動障害の人の特性に応じた支援ということで、今までも一貫した支援ができるように、強度行動障害の支援者が養成研修を実施するようにとでておりますが、4期のところには、愛知県も強度行動障害支援者養成研修をいれていただきたいなという要望です。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 加藤(明)主幹

御質問いただきました、強度行動障害の指導者の研修ですが国の方でも研修を実施をしておりまして、今年度愛知県の方から3名の方を、国の研修の方に参加をしていただきました。こうした方々を中心に今後どのようにしていくのかということを自立支援協議会の、人材育成部会の方で御意見を伺いまして、第4期の計画にどのように反映していけるかも含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

岡田委員

愛知県の中でもできる人材はいらっしゃると思いますので、是非入れていただきたいと 思います。よろしくお願いします。

土屋委員

質問が3つあります。

1つ目は特に第4期計画の中の福祉施設入所者の地域生活への移行というところで、第3期の未達成の割合が非常に高かったという部分につきまして、是非、継続をして、達成できるような施策を進めていくべきであると思います。高齢化と重篤化が進んでいると御指摘がありましたけれど、高齢な方、重度な方、逆に言いますと、今まで地域にできてこられなかったのはそうした方が取りこぼされていたということを示しているということ

でもあると思いますので、是非そうした方たちを含めて、未達成を解消していただきたいと思います。それが一点です。この目標数値も下げることなく継続して進めていただきたい。

2つ目ですが、先程も少し申し上げましたが、グループホームの整備のところに、引き続き非常に力を入れるという御説明がありましたけれども、地域移行を進めるときに、おそらく浮上してくる資源としまして、公営の住宅があるのではないかと考えます。愛知県の公営住宅ですとか、そういうものにつきまして、それを活用する施策を進めていただきたいと思います。特に県営住宅をバリアフリー化する等として活用するということを進めていただきたいと思っています。これが2つ目です。

3つ目ですけれども、愛知県の地域について、先ほど12の区域を設定するという御説明がありまして、第3期の達成状況を見ますと、資料の1-2の10ページのところですけれども、各圏域におけるサービスは、かなり地域によって差がある。例えば達成率が100%を超える地域もあれば、全く何もない0%という数字があがっているところもあります。地域間格差については、恐らく、勿論全体として進められていると思うのですけれども、特に0%のところの改善とそれからもともとサービス量の少なかったところに関しましては、見込量を上げても、地域全体を必ずしも改善するとは言えないと思います。その地域のお一人お一人がどの位のサービスを使っているのかという数値を出す事も必要なのではないかかと思います。もしお時間がありましたら検討をお願いします。

高橋会長

御意見と御質問、公営住宅の活用という問題は前から出ていますけれど、その点についてと、それから、圏域毎の格差をどういう風に是正するのかということについて。今後の取り組みについて、是非、是正すべき点の御意見を。

今後取り組んでいかなくてはならないと思いますので。

これについて何か事務局の方でありますか。

よろしいですかね。そういうことですので、是非取り組んでいただければと思います。

障害福祉課 加藤(明)主幹

障害福祉課 地域生活支援の加藤でございます。

只今いただいた御意見のうち、公営住宅の活用につきましては、県営住宅への整備を計画したり、事業者の方が、個々に空き状況を確認している状況を踏まえまして、まず、グループホーム事業に関する県営住宅使用許可事務取扱要領を設けまして事前に調整する制度がありますので、積極的に、今後とも活用していきたいと考えております。

また、御意見としていただきましたことにつきましては、第4期計画の策定におきまして検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

障害福祉課企画・調整グループの加藤です。

圏域ごとの数字の地域間格差を御指摘いただきましたが、私ども毎年こういったサービス量の見込量の調査を行いました結果を、各障害福祉相談センター等を通じて、また各障害福祉圏域会議においてもお示しをして、各自治体の方、各圏域において、それぞれの圏域の実態を把握していただいて、現在の障害福祉サービスの提供体制の確保のあり方ですとか、そういった懸案事項について、認識をしていただいた上で、進めていただくようにお話を申し上げておりますので、今後も引き続き進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

障害福祉課 浅野課長

障害福祉課長の浅野でございます。

第3期計画の目標達成で、圏域ごとに差があるということについては、今申し上げたように、圏域会議に伝えて、遅れているところをやっていただくということですが、第4期計画の策定ということに関しますと、県の計画は基本的には市町村を支援するという考え方でありまして、まずは、各市町村の各サービス需要量について各市町村がつかんでそれに対するサービス量を正確に、ということがございます。で、県の計画は、その市町村のものの積み上げというのが基本ですが、ただ、県としましても、市町村の言うままということもまずいと思いますので、市町村とヒアリング等をして、妥当な数値を計画に載せるようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

高橋会長

最終的にはこの施策審議会が全体的に検討するのですけど、その下に県の自立支援協議会という組織がありまして、そこには、各12の地域の圏域アドバイザーという、圏域をアドバイスする人たちが加わっています。その人達を通して市町村の自立支援協議会等といろいろアドバイスをしてそして全体の底上げをしていく、という展開になっています。ですから、そういうところを説明されたんだと思いますけれども、よろしいでしょうか。この地域生活移行の問題について御意見いただきましたけれども、もう一つ、今度新しく取り組まれる事業ですが、地域生活支援拠点を各圏域に整備するようにという国からの指示なんですが、ここの拠点の整備について皆さんの御意見をお伺いできればと思うんですけれども。いかがでしょうか。

様々な地域の中に行動上の問題がある方とか、健康状態がすぐれない方とか、そういう 方の一切の生活援助機能をどう整備するかという話なんですけれども。

宇佐美委員

多機能型構造という構想で、面的な整備型というキーワードが出ていますが、勉強不足で、認知し辛い部分があり、若干イメージ出来にくいところがありますが、これはどういうことを想定しているのか、県の方で把握出来ていれば、御説明願えればと思います。

高橋会長

もう少し突っこんで説明して欲しいということですが、いかがですか。

障害福祉課 内藤補佐

障害福祉課 企画調整グループの内藤と申します。

こちらの地域生活支援拠点といいますのは、国の方でこういった考え方が検討されたのですが、その前段階で、この地域生活支援拠点、地域における居宅支援に求められる機能として障害のある方の高齢化、重度化、また親亡き後を見据えつつ、こういった障害者の方の地域支援を更に推進する観点から、どういった居宅支援が必要となるかということで、国の方で検討されまして、その求められる機能として、相談であるとか、体験機会の場、また緊急の受入れ、ショートステイ等の利便性のある対応、あと専門性ということで、人材の確保であるとか、養成、連携という、またサービス拠点ということで、地域の体制作り、こういったこれからの地域における居宅居住支援の求められる機能として検討された結果、この地域生活支援拠点という、多機能型の拠点構想というものが、構想として国の方で考えられたものでございます。

障害福祉課 加藤(雅)主幹

拠点を設けず面的整備型というのは、結局グループホームの中に相談支援機能を一体化させてしまうのが拠点ということなんですが、そういった形で拠点を設けず、グループホームはグループホーム、相談支援機能は相談支援機能ということで、それぞれ連携しながら、連絡を取り合いながらやっていくのが、所謂、面的な整備だということで理解していただければいいかと思います。

高橋会長

よろしいですか。

一つの所で全部やってしまうのと、いくつかに分散して連携を取ってやるという、両方 やっていいよという案です。

宇佐美委員

同じ機能を実現するのに、一つの建物にするか、複数の事業所さんの連携で同じ機能にして実現するのか、という程度の差という考えでよろしいでしようか。

障害福祉課 内藤補佐

はい、そうでございます。

高橋会長

よろしいですか。他にありませんでしょうか。どうぞ。

園田委員

愛知県聴覚障害者協会の園田と申します。

聞きたいことが2件あります。

1つ目は障害者福祉計画についてです。国に基づいて各市町村が福祉計画を作成していると思うんですが、その実態は把握しておりませんが、その委員の選び方は、今は身体障害者の代表、知的障害の代表、精神の代表ということになっていますね。僕のような聴覚障害者ですが、僕は情報障害です、そういう方たちが多いですよね。なのでこれから、身体障害者だけで代表を選ぶだけでなく、例えば、聴覚障害者の代表、また視覚障害の方たちの代表をときちんと指導をしていただきたいと思います。

もう1つは、第4期障害福祉計画を見ると、前もお話をしたと思うのですが、情報提供施設についてが載っていないんですけれども、それはまた別にあるのでしょうか、教えてください。以上です。

高橋会長

最初のご質問は、障害福祉計画の策定の委員を選ぶ場合の話でしょうか。そのことについて、市町村に少し指導をして欲しいということですね。

そいう御意見ですね。

障害福祉課 浅野課長

障害福祉課長の浅野でございます。

計画を策定する場合は、あらかじめ、冒頭に説明させていただいたように、障害者施策 審議会の意見を聴取しなければならないということがございまして、あと、自立支援協議 会については、聞くように努めることとするという規定がございます。それについては、 都道府県も市町村も同じ法律の規定でやっております。その審議会なり自立支援協議会の メンバー構成についても、法律でどういう方から選ぶのかという規定がございますが、あ とは、各自治体の判断で選ばれるということになりますので、都道府県は指導するという強い立場ではありません。それから、新たなそういうものを作る、ここの施策審議会だと、メンバーの中からワーキンググループというものを立ち上げさせていただいていますけれども、どういう組織を作るかについても、市町村の判断になります。新たに作る場合はどういうメンバー構成にするかということは、新たに判断できますけれども、もともとの審議会、協議会を使うとなると、これから選ぶということでありませんので、その辺は、繰り返しになりますけども、市町村の判断ということになります。

高橋会長

県としては、具体的にアクションを起こす、例えば法律上から言うと、障害のある人主体の政策を進めていくというのが障害者基本法にも書かれていますよね。そういうことを受けて、指導はできないけれども、こういう方に行ったらどうだろうか、ということは言うことはできるわけで、その辺についてはいかがでしょうか。

法律論は別にして。

障害福祉課 浅野課長

もちろん、市町村がどのような構成員でその会議を作っているかということについては、 県としてまとめまして、また各市町村にフィードバックして、障害の当事者の方がみえな いような場合は、他のところを参考に、改選の機会に入れていただくとか、そのようなこ とを情報提供という手段でやっていきたいと思います。このことは、今までもやっており ますし、今後もやっていきたいということです。

障害福祉課 加藤(明)主幹

2問目にいただきました情報提供施設につきましては、県が実施する地域生活支援事業の中で記載をしていくことになるのかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。

随分時間が過ぎてしまって申し訳ありません。たくさん御意見をいただいたものですから。これだけは、もう一つ、どうしても言っておきたいということがあれば、最後にお伺いして次に移りたいと思います。

どうぞ。

加賀委員

愛身連の加賀と申します。

今、皆さん方の御意見をいろいろ聞いておりまして、本当に障害者自身いろいろな障害がありますので、県の方で色々な施策を作っていただけるのですが、一人一人にはなかなか当てはまらないことがあるんです。就労の話を聞いても、A型とかB型とかに入るのは、やはり知的障害の人が多くて、目の悪い人、耳の悪い人という人たちは、そういうのに入っておりませんので、内容的には、分からない部分があるのではないかと思います。やはり、聾唖の方が言われた、いろんな障害を持った人の御意見を聞いていただいて、まとめていただければありがたいなと思っていますので、愛身連といたしましては、色んな障害を持った人がたくさんおります。直接障害を持った方に話を聞いていただいて、より一層、障害者の福祉に役立つようにお願いしたいと思いますので、重ねてお願いをしておきます。お願いします。

高橋会長

色々御意見いただきまして、ありがとうございました。

今、いただいた御意見を踏まえて、またこれから検討を進めていきたいと思いますが、 今日のところは、第4期に県から示された福祉計画に基づいて計画案を基本に進めていく ということでよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御意見を踏まえ、事務局においては、より良い障害福祉計画となるよう、計画案の作成に努めてください。

時間が過ぎてしまっていますけれども、報告事項が2件あります。

「愛知県特別支援教育推進計画の進捗状況について」と「災害時における障害のある人への支援に関するアンケート調査結果」を事務局から説明をお願いします。

その後、意見交換を行っていきますので、よろしくお願いします。

教育委員会 小林課長補佐

教育委員会 特別支援教育課 指導グループの小林と申します。よろしくお願いします。 県教育委員会の方では、本年3月に愛知県特別支援教育推進計画、通称、愛知・つなが りプランと申しますが、こちらの計画をさせていただきました。

本審議会の皆様からもいろいろ御意見いただきまして、大変ありがとうございました。 本年度につきましては、推進計画の初年度ということで計画に基づきまして特別教育の 推進に取り組んでいるところでございます。ここまでのところの取り組みにつきまして、 簡単に御説明の方をさせていただきます。

本日資料としまして「愛知県特別支援教育推進計画進捗状況について」といった報告の 資料とあわせまして推進計画のリーフレットのコピーの方をつけさせていただきました。 まず、進捗状況の資料の1、個別の教育支援計画の引き継ぎ率の調査結果についてでご ざいます。

めくっていただいて、リーフレットの1ページの下段のところを御覧いただいて、高等学校における特別支援教育の推進の①のところに「個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用の促進」といったことがございますが、中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引き継ぎ率の調査を4月に実施しましたところ、戻っていただいて、進捗状況の資料の1のところにありますように、平成24年度末では、こうした引き継ぎ率が44%であったわけですが、25年度末には52%と若干上がってきております。

次に、特別支援学校教諭免許状取得率の向上に向けてということで、このことにつきましても、推進計画の中で、専門性の向上ということを兼ねまして大きな施策としておりますが、進捗状況の資料の2を御覧いただきたいと思います。

「公立学校教員採用選考試験における特別選考について」ということでございます。

ここにあります平成27年度の教員採用試験から特別支援学校教諭免許状の所有者に対しての特別選考の方を実施しております。小学校教諭、中学校教諭の受験区分に出願された人に対しては、第一次試験の成績に加味をするということ、そして特別支援学校教諭の受験区分に出願した人に対しては、第一次の筆記試験に替わりまして論文試験を実際に行っています。また、同じ資料ですが、進捗状況の資料4にもございますが、今年度についても、特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習を実施しておりますが、今年度は昨年度と比べまして80名程多い先生方が認定講習に応募をしていただいているところでございまして、中には1.5倍の倍率を超える講座もございました。

推進計画を基に教育委員会といたしましても、色々なところで、こういった認定講習を 是非積極的に受けて下さいといった働きかけをしてまいったわけですが、今年度について は、こういった形で、随分たくさんの先生方に認定講習を受けていただいています。 今後もより一層免許状取得率の向上に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

最後に人事交流についてでございますが、このことについてもリーフレットの1ページの一番下の所の③の所にもございます、高等学校と特別支援学校との連携のところであったり、あるいは、リーフレットの2ページの①の2の教員の専門性向上のための研修等の充実、こういった中でも取り上げているのですが、資料を戻っていただいて、進捗状況の資料3、今年度は小中学校から特別支援学校に7名の先生方が、特別支援学校から小中学校には4名の先生方が派遣をされております。また、本年度より新たに、特別支援学校と、高等学校の人事交流を行っていますが、高校からは3名の先生方が、そして特別支援学校から2名の先生方がそれぞれの学校に派遣をされておりまして、それぞれの学校の方で御活躍されております。

以上まだまだ始まったばかりございますが、本年度今現在の取り組みについて、簡単に 御報告させていただきました。

今後も推進計画に基づきまして愛知県の特別支援教育を是非とも前に進めてまいりたいと思いますので、御協力の方よろしくお願いいたします。

障害福祉課 内藤補佐

それでは、障害福祉課 企画・調整グループ内藤から、4 「報告事項」(2) 災害時に おける障害のある人への支援に関するアンケート調査結果について、説明させていただき ます。

お手元の資料4を御覧ください。

まず、平成26年2月に実施しましたアンケート調査の概要について説明させていただきます。

このアンケート調査の調査目的は、災害時における障害のある人への支援策を検討する際の参考とさせていただくため、実施させていただきました。

調査期間は、平成26年2月7日から2月28日までの期間で、調査依頼団体に記載しております一般社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会様を始めとする8団体にお願いしてまいりました。

この場をお借りしまして、御協力いただきましたことをお礼申し上げます。

御回答いただいたアンケート調査結果の活用方法につきましては、今年度、本県が検討する災害時要援護者支援体制マニュアルや避難所運営マニュアルの改訂など、今後の災害時における障害のある人への支援策を検討するための参考とさせていただきと考えております。

また、今回のアンケート調査には、難病関係団体には、依頼をしておりませんでしたけれども、災害時の要援護者支援体制マニュアル改訂検討会議の構成員として、愛知県の難病団体連合会様が入ってございまして、そちらの方で意見の聴集もすすめられるということで、そちらの方のことを確認しております。

以下、アンケート調査の結果は、後ほど読んでおいていただければと考えております。 事務局の説明は以上でございます。

高橋会長

どうもありがとうございました。ただいま御説明いただきましたけれども、この件について何かありましたら、お一人かお二人、御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしようか。

特別支援教育推進計画については、この政策審議会も進捗管理に加わることになっておりまして、そういうことで御報告いただいているということになります。今後ともそうい

うふうになっていくと思います。よろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようですので、随分時間が、30分も過ぎてしまいました。 申し訳ありませんでした。

しかしながら、様々な角度から、新しく委員になられた方々も含めて御意見をいただきまして、おかげさまで検討が進んだかなと思って感謝しております。

それでは、本日の会議はこれをもちまして終わらせていただきたいと思います。

事務局におかれましては、今日出ました御意見や御質問をもとに、障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようにお願いいたします。

それでは、事務局の方、よろしくお願いします。

事務局

本日はお忙しい中、長時間にわたりまして、ご審議いただきました。ありがとうございました。

次回の審議会は12月頃に開催する予定としております。日程につきましては、改めて 御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以上で、平成26年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人	印
署名人	印